

市内各小中学校長 様

焼津市教育委員会
学 校 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症対策に係る学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について（通知）

このことについて、令和5年2月10日付け4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」において示されたとおり、4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方については、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

このたび、別添の文部科学省通知（別添1）及び県新型コロナ対策企画課通知（別添2）を踏まえ、4月1日以降の学校における教育活動の留意点について、下記のとおり通知します。

また、本通知に記載のない事項については、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9）』（令和5年3月17日付け文部科学省事務連絡）（以下、「学校の新しい生活様式」）を参考に対応願います。

なお、これまで、文部科学省が定める「地域の感染レベル」に基づき、地域の感染状況に応じた対応をお願いしてきましたが、今回のマニュアル改定をもって、「地域の感染レベル」の考え方は廃止されましたので、御承知おきます。

おって、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、学校保健安全法施行規則等の改正が予定されていますので、併せて、御承知おきください。

記

1 保健管理等の徹底に関すること

(1) 基本的な感染症対策の実施について

「感染源を絶つ」「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」ために、主に以下のことについて取り組む。

ア 毎朝の検温等家庭と連携した健康観察を実施し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には自宅で休養することを徹底する。この場合、出席停止として扱う。

この際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状である場合は、健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じて判断するものとし、特段診断書等の提出は求めない。

イ 登校時の健康状態を把握し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等について

は、教職員が検温及び健康観察等を実施する。

ウ 登校時又は登校後に発熱等の症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。その場合は、1 (1) アと同様に、出席停止として取り扱う。また、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。

エ 登校後、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんによる丁寧な手洗いをこまめに行うように指導し、タオルやハンカチ等は共用しないことを徹底する（教職員、学校に出入りする関係者の間でも徹底する。）

オ 咳エチケットを徹底する。

カ 新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いた清掃活動により清潔な空間を保つとともに、児童生徒がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、水拭きした後、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム消毒液等）を浸した布巾やペーパータオルを使って清拭する（児童生徒の手洗いが適切に行われている場合は、消毒液による清拭の省略可）。

キ 身体全体の抵抗力を高めるため、適度な運動、バランスの取れた食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を心掛けるよう指導する。

ク 新型コロナウイルスに感染しても症状が出ない場合があり、自分が知らないうちに感染を広めることもあることから、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある人に接するときは注意が必要であることを指導する。

(2) 集団感染のリスクへの対応について

3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が同時に重なる場を避けるほか、できる限りそれぞれの密を避ける活動を心掛けるよう指導する。

ア 換気の徹底

気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けるなど徹底した換気に取り組む。空調設備を使用している場合も換気は必要なため、適切に行う。換気扇等の換気設備がある場合には、自然換気との併用に留意しながら常時運転する。

また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要である。

十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気の目安としてCO₂モニターにより二酸化炭素濃度を計測するなど、効果的な換気に取り組む。換気方法については、必要に応じて学校薬剤師等と相談の上、適切に行う。

イ 身体的距離の確保

授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえた上で、児童生徒等の間隔を可能な限りとり、座席間にも触れ合わない程度の距離を確保する。頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、状況に応じて柔軟に対応する。

ウ マスクの着用等

学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、校外学習等において混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、マスクの着用を推奨する。

基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう注意する。児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、「学校の新しい生活様式」第3章1に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましい（部活動等において同様の活動を実施する場合も同様）。

加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、マスクの着用を強いることのないようにする。

(3) 家庭との連携について

保護者の理解と協力を得られるよう、保健だよりや生活だより等を活用して、保護者も含めた家庭での感染予防の徹底について周知する。

2 学校関係者の感染の対応等に関すること

(1) 感染状況の把握について

ア 学校関係者の感染に対して速やかに対応するために、必要に応じて、事前に、児童生徒及び保護者に対し、PCR検査等を受けることとなった場合及びその結果について学校に報告するよう指導するとともに、感染が判明した場合は必ず学校に報告するよう指導（長期休業中や家庭学習日等の登校しない日も同様）し、学校内の連絡体制を整備しておく。

イ 家庭への協力を呼びかけ、児童生徒の同居の家族等に感染が判明した場合は、その把握に努める。

ウ 児童生徒、教職員の感染状況についての市教育委員会への報告は、従来通りの方法で行う。

エ 焼津市教育委員会の休日コロナ対応携帯の運用は終了する。休日に感染が判明した場合は、保護者は休日明けに学校に連絡をする。

(2) 児童生徒の感染が判明した場合について

ア 学校保健安全法第19条の規定に基づき当該児童生徒の出席停止の措置を取る。

イ 学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業とすることが考えられるが、これ以外の場合には、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しなどを行い、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びの保障に努める。

ウ 臨時休業を実施する場合は、児童生徒、保護者へ通知するとともに、市教育委員会へ報告する。

エ 学校薬剤師等と連携して、「学校の新しい生活様式」の「第4章2. 学校において感染者等が発生した場合の対応③」を参考に、校舎内の消毒を行う。

(3) 児童生徒が濃厚接触者と特定された場合について

学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。この場合の出席停止期間の基準は、オミクロン株が主流である間は感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間（無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することが可能）とする。ただし、保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間等とする。

また、濃厚接触者に特定されない場合であっても、学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者等（マスク着用の有無だけで判断しない）は出席停止とする。その場合の期間は、濃厚接触者の取扱いを参考に、学校医等と相談の上、決定する。

(4) 児童生徒の同居の家族等に未診断の発熱等の症状が見られる場合について

感染がまん延している地域においては、地域の実情に応じ、同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられるときは、出席停止の措置を取ることができる。なお、上記及び(3)以外の、例えば、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と同居している場合や、行政検査の対象者と同居している場合等については、登校を控えることを求める必要はなく、児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。

(5) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合の対応について

地域の感染拡大の状況や児童生徒の基礎疾患などの状況から、児童生徒、保護者から「学校を休みたい」と連絡があった場合は、欠席したい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策を十分説明するとともに、学校運営方針について理解を得るよう努める。その上で、合理的な理由があると判断する場合には、出席停止とすることも可能であるが、その判断に当たっては、児童生徒の学びが保障されるよう配慮する。

3 学校行事に関すること

令和5年度の学校行事について、「3つの密」が同時に重なる場を避けるほか、できる限りそれぞれの密を避ける活動に心掛けるとともに、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」に基づき、実施する。

4 部活動に関すること

地域の感染状況も踏まえた上で、次の点に留意しながら活動を行うこと。

- (1) 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- (3) 活動時間や休養日については、「焼津市部活動ガイドライン」に準拠すること。
- (4) 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒

液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。

(5) 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。

(6) 部室等の利用に当たっては、「3つの密」を可能な限り避けること。

(7) 練習試合や合同練習等については、地域の感染状況等を踏まえ、生徒及び保護者の理解を得た上で実施し、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の感染拡大を防止するための対策を講じること。

5 学校給食等の食事をとる場面に関すること

(1) 給食の配食を行う児童生徒、教職員の健康状態の確認、衛生的な服装、手指の確実な洗浄等給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代える等の対応をする。

(2) 児童生徒全員の食事の前後の手洗いを徹底し、会食時には飛沫を飛ばさないよう、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、黙食の必要はない。

(3) 給食以外の学校における食事の場面においても、飛沫を飛ばさないような席の配置などの対応を工夫する。

(4) 食事後等、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒がお互いの距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導する等、感染のリスクに配慮する。

担当 学校教育課（福田）

電話 625－8160